

2020年11月5日

『政治学研究』投稿規程

政治学科ゼミナール委員会

1 刊行の趣旨

政治学科ゼミナール委員会は、学部生による政治学、社会学に関する優れた論文を公表する機会を設けるため、毎年度2冊の『政治学研究』を刊行し、それぞれ通常号、卒論号とする。

通常号には、主に三田祭論文を掲載し、卒論号には、学部4年生の卒業論文の中から優秀な作品を掲載する。

2 投稿資格

現在の刊行の趣旨に鑑み、通常号及び卒論号の投稿資格は次のとおりとする。

(1) 通常号の投稿資格

原則として政治学科のゼミナールに所属する学部3年生または4年生とする(在籍学部・学科は問わない)。なお、政治学科のゼミナールに所属しない法学部政治学科3年生または4年生が投稿を希望する場合は、政治学科ゼミナール委員会に申し出ること。

研究会ごとの応募上限について、応募用紙提出の段階では上限を設けないが、掲載は各研究会3本までを上限とする。

(2) 卒論号の投稿資格

原則として政治学科のゼミナールに所属する学部4年生とする(在籍学部・学科は問わない)。なお、研究会ごとの応募上限については、上記の通常号の規定を準用する。

3 原稿内容

政治学、社会学に関する学術論文とする。HPへ掲載したり発行したりする以上、剽窃がないようにする。

4 原稿の分量及び形式

(1) 原稿の分量

現在の刊行の趣旨に鑑み、1頁当たり36字×32行として、総字数の上限は通常号及び卒論号ともに30000字とする。ただし通常号のゼミ論文(研究会名で投稿するものに限る)に関してのみ、同上限を50000字とする。(ゼミ論文以外の共同論文は30000字)

総字数には、本文、図表、注記及び参考文献が含まれ、標題、執筆者名、目次は含めない。図表は、組み上がりで1頁を占める場合は1200字、1/2頁を占める場合は600字、1/4頁を占める場合は300字に換算する。

総字数の上限を厳守すること。投稿者はみずから原稿を検証し、原稿提出時に総字数を申告するものとする。

(2) 原稿の形式

別に定める執筆要領による。

次頁に続く

5 応募手続

投稿を希望する者は、所定の応募用紙に必要事項を記入し、あらかじめ指導教授の承認を得た上で、期日までに政治学科ゼミナール委員会に提出しなければならない。応募用紙の記載事項に不備がある場合は受理しない。

6 原稿提出手続

原稿を提出するに当たっては、あらかじめ指導教授から十分な指導と校閲を受けた上で、所定の原稿提出用紙及び公衆送信等利用許諾確認書を添えて、期日までに政治学科ゼミナール委員会に提出しなければならない。

原稿の分量及び形式は、原稿の受理に関する形式的な要件であり、不備のある場合は受理しない。

7 執筆者校正

原稿が正式に受理された場合は、慶應義塾大学出版会において掲載に向けた準備が行われる。執筆者による校正は、原則として、通常号は2回まで、卒論号は1回までとする。校正段階での大幅な修正は認められない。